

企業×障害者支援機関・支援事業所交流会

主催：奈良市産業政策課

就労支援機関と就労支援事業所について

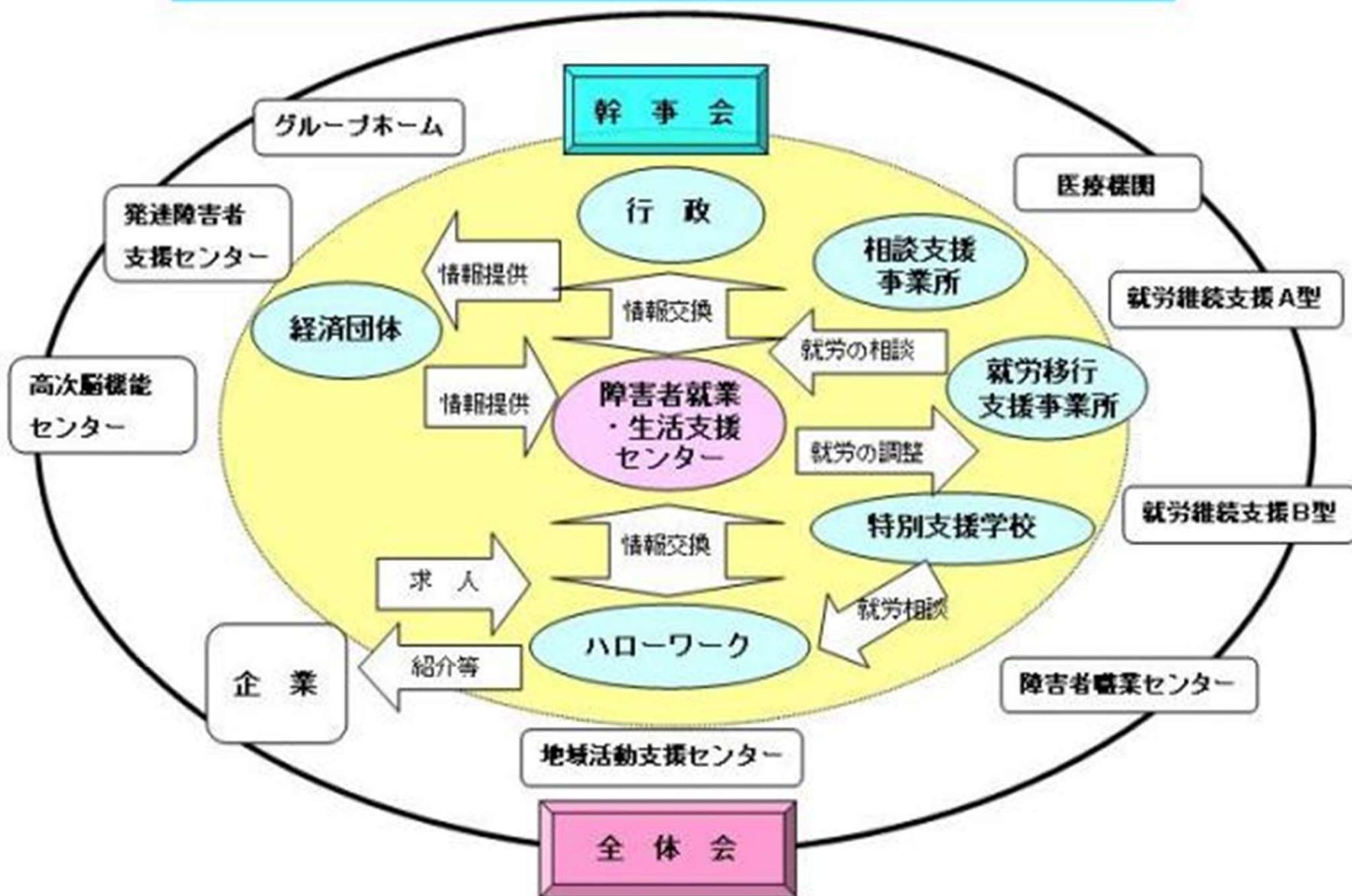
2020年12月8日

奈良市障害者雇用推進アドバイザー

馬郡 繁

サポート21・なら 代表
(障がい者就労支援コンサルタント)

障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議（例）



公 的 支 援 機 関

1. ハローワーク
2. 障害者就業・生活支援センター（コンパス）
3. 障害者職業センター
4. 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
5. 発達障害者支援センター（でいあー）
6. 行政： 厚労省・奈良県・奈良市
（相談窓口・ジョブサポーターなど）

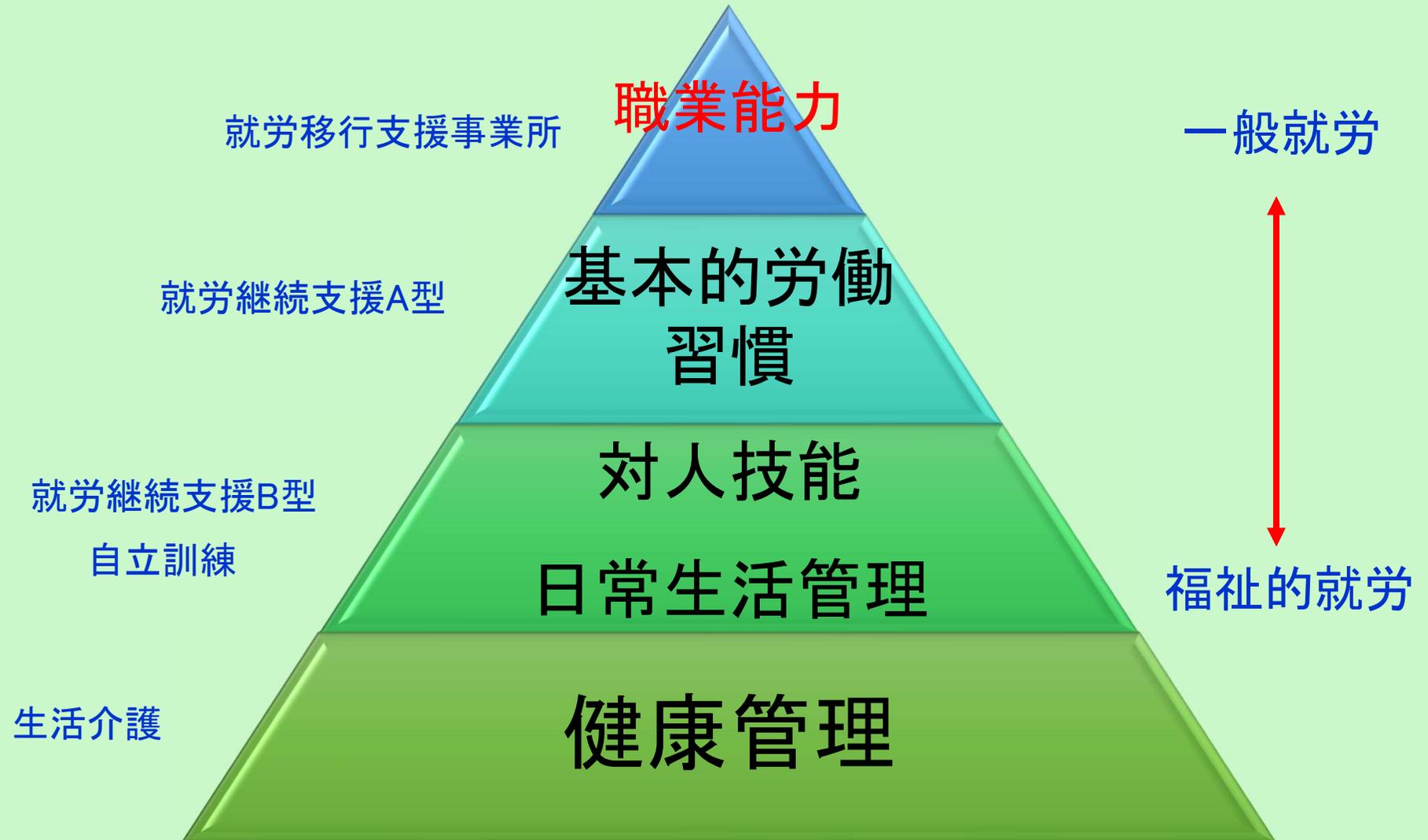
就労支援事業所

1.就労移行支援事業所

2.就労継続支援A型事業所

3.就労継続支援B型事業所

職業準備性 (はたらく力)



就労移行支援事業所 (13事業所)

通常の事業所に雇用されること(一般就労)が可能と見込まれる者に対して、

- ①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ②求職活動に関する支援
- ③その適性に応じた職場の開拓
- ④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。
(標準利用期間:2年)

対象者: 企業等への就労を希望する者

就労継続支援A型事業所（16事業所）

通常の事業所に雇用されることが困難であり、**雇用契約に基づく就労が可能である者**に対して雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。**（利用期間:制限なし）**

対象者:

- ①移行事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

就労継続支援B型事業所（37事業所）

通常の事業所に雇用されることが困難であり、**雇用契約に基づく就労が困難**である者に対して就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う
(利用期間:制限なし)

対象者:

- ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になったもの
- ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者